

経 済 産 業 省

20200401製局第1号
令和2年4月7日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年4月1日付け警察庁丙組組企発第170号、警察庁警備局長から令和2年4月1日付け警察庁丙備企発第144号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年4月1日付け外務省告示第106号により、国家公安委員会委員長が令和2年4月1日付け国家公安委員会告示第16号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 170 号
警察庁丙備企発第 144 号
令和 2 年 4 月 1 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 138）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 4 月 1 日付け外務省告示第 106 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 4 月 1 日付け国家公安委員会告示第 16 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第百六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第百六十五号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第九百八十九号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号に基き設立された各理事会委員会が令和二年三月二十四日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

外務大臣 茂木 敏充

令和二年四月一日改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

(別表)

[1. ~485. 略]

486. 削除

改正前

(別表)

[1. ~485. 同左]

486. イブラヒム・モハメド・ハリル (別名: (a)ハリル・イブラヒム・ジャシム (1972年5月2日 Baghdad, Iraq にて出生) (b)ハリル・イブラヒム・モハンマド (1975年7月3日 Mosul, Iraq にて出生) (c)ハリル・イブラヒム・アッザフィーリ (1972年出生) (d)ハリル (1975年5月2日出生) (e)ハリル・イブラヒム・アル・ザヒーリ (1975年7月2日 Mosul にて出生))

IBRAHIM MOHAMED KHALIL(original script: ابراهيم محمد خليل)

(a.k.a.: (a)Khalil Ibrahim Jassem, born 2 May 1972 in Baghdad, Iraq (b)Khalil Ibrahim Mohammad, born 3 Jul. 1975 in Mosul, Iraq (c)Khalil Ibrahim Al Zafiri, born 1972 (d)Khalil, born 2 May 1975 (e)Khalil Ibrahim al-Zahiri, born 2 Jul. 1975 in Mosul)

称号: 不明役職: 不明生年月日: 1975年7月2日出生地: Day Az-Zawr, Syria国籍: シリア

旅券番号：国外追放番号 T04338017 (the City of Mainz
の外国人局により発行、2013年5月8日に失効)の一
時的停止。

ID番号：不明

住所：Alte Ziegelei, 55128 Mainz, Germanyの難民収容
施設

国連制裁委員会による指定日：2005年12月6日(2
010年1月25日、2011年12月13日、2013
年8月6日、2015年12月10日及び2019年5
月1日に改訂)

その他の情報：2007年12月6日ドイツにおいて懲
役7年の判決を受けた。2013年12月30日に釈放。
写真及び指紋はインターポール(国際刑事警察機構)・国
連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用
可能。国連安全保障理事会決議第1822号(2008
年)に基づく見直しは2009年10月5日に終了した。
国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基
づく見直しは2019年2月21日に終了した。同人に
対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保
障理事会特別手配書のウェブ・リンク：[https://www.
interpol.int/en/notice/search/un/1424324](https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1424324)

interpol.int/en/notice/search/un/1424324

[487. ~784. 略]

[487. ~784. 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第十六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和二年四月一日

国家公安委員会委員長 武田 良太

氏名 イブラヒム・モハメド・ハリル (IBRAHIM MOHAMED KHALIL)

名簿に記載された年月日 2005年12月6日（2010年1月25日、2011年12月13日、2013年8月6日、

2015年12月10日及び2019年5月1日に改訂）

名簿記載者公告番号 Q1-111